



カリフォルニア州における

会社設立・事業登録、事業維持・ 撤退のためのガイドブック

本報告書では、カリフォルニア州に進出しようとする日本の中堅・中小企業およびスタートアップ等を対象として、進出形態をはじめ、会社設立や事業登録の手順、設立後の維持手続、さらには米国事業撤退までの概要を解説しています。

複雑な手続をなるべく分かりやすく理解していただくために、本報告書では、子会社の設立について、日本に本社を置く会社が、100%所有の子会社を設立し、その後も100%の所有関係を維持する場合を想定しています。

複数の会社が合併事業として会社を設立する場合や、個人や会社が投資家からの資金を得ながら将来、新規株式上場（IPO）を目指してベンチャー企業を設立するような場合、発行した株式の売却を予定しているような場合は、100%子会社の場合とは異なる手続と配慮が必要になります。もっとも、そのような場合でも、会社設立や維持のための基本的な手続は共通していますので、本報告書の説明は参考にしていただけることと思います。

本報告書の内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適した法的アドバイスが必要である場合は、専門の弁護士にご相談ください。また、本報告書は税法上の観点のカバーするものではありませんので、税務申告その他の手続については専門の会計士にご相談ください。

2024年3月吉日

ジェトロ サンフランシスコ

<免責事項>

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンフランシスコ事務所がSmith, Gambrell & Russell, LLPに作成委託し、2024年3月時点までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的損害、懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。このことは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

I. 会社設立・事業登録	1
1. 概要.....	1
1-1. カリフォルニア州での事業展開方法（子会社設立and/or事業登録）.....	1
1-2. 所要期間.....	2
1-3. 概算費用.....	2
2. 進出方法の選択.....	3
2-1. 子会社を設立するか？.....	3
2-2. 子会社を設立する場合、どの州で設立するか？.....	4
2-3. 子会社を設立する場合、どの形態の会社とするか？（C Corporation が基本）.....	7
3. 子会社設立の手順（カリフォルニア州のC Corporation のケース）.....	8
4. 事業登録の手順（カリフォルニア州）.....	11
5. 子会社設立・事業登録後の手順（カリフォルニア州）.....	12
6. 非営利法人（Nonprofit Corporation）の設立手順（カリフォルニア州）.....	14
6-1. 米国の非営利法人の設立と課税免除措置.....	14
6-2. 設立（カリフォルニア州）.....	14
6-3. 課税免除申請（連邦）.....	15
6-4. 課税免除申請（カリフォルニア州）.....	15
II. カリフォルニア州での事業の維持	16
1. 子会社を設立する場合の維持手続.....	16
1-1. 年次株主総会の開催.....	16
1-2. 臨時株主総会の開催.....	17
1-3. 年次取締役会の開催.....	17
1-4. 臨時取締役会の開催.....	17
1-5. Statement of Information の提出.....	17
2. 子会社を設立しない場合の維持手続.....	18
2-1. Statement of Information の提出.....	18
3. 非営利法人の維持手続.....	18
3-1. IRS（連邦）への年次報告.....	18
3-2. カリフォルニア州への年次報告.....	18
III. 子会社の解散・事業登録の抹消	19
1. 子会社の解散.....	19
1-1. 手順.....	19
1-2. 所要期間.....	20
1-3. 概算費用.....	20
2. 事業登録の抹消.....	20
2-1. 手順.....	20
2-2. 所要期間.....	21
2-3. 概算費用.....	21
3. 非営利法人の解散.....	21

I. 会社設立・事業登録

カリフォルニアで事業を展開するには、子会社の設立や事業登録が必要です。まずこれらの進出方法の意味や期間、費用について概要をご紹介します（下記1.）、具体的にどのような進出方法をとるかの決定にあたっての検討事項（下記2.）をご説明します。そのうえで、子会社設立の手順（下記3.）、事業登録の手順（下記4.）、および子会社設立・事業登録に共通する手順（下記5.）をご説明します。最後に、非営利法人の設立についても簡単にご紹介します（下記6.）。

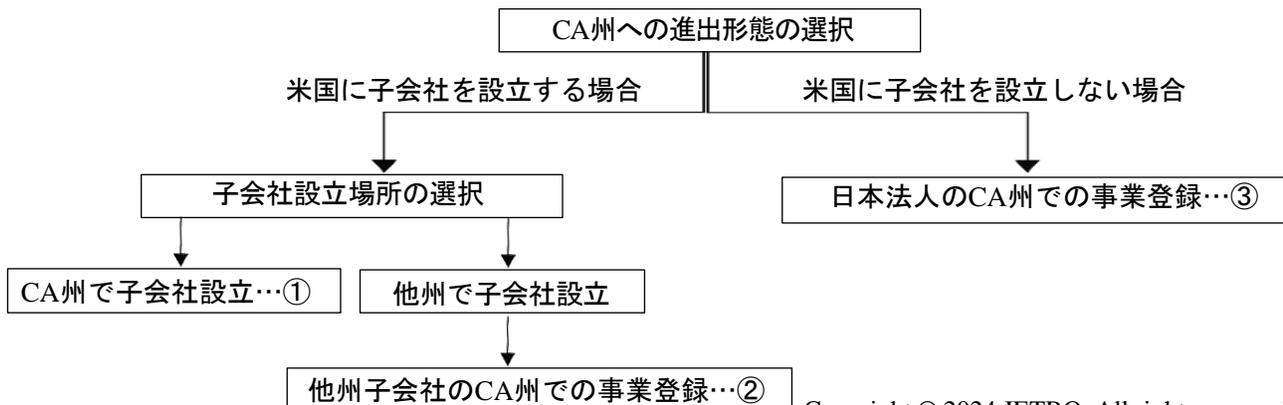
1. 概要

1 - 1. カリフォルニア州での事業展開方法（子会社設立and/or事業登録）

日本に本社を置く会社がカリフォルニア州で事業を展開する場合、まず社内で検討事項となるのは、カリフォルニア州に子会社を設立するのか、支店・駐在員事務所を置くのかという点でしょう。支店（Branch）や駐在員事務所（Expat Office）というフレーズは、日本の実務上はよく用いられる表現ですが、実は米国の会社法上はこのような区別はされていません。カリフォルニア州の会社法上は、カリフォルニア州に法人を設立するか、他州または外国で設立した法人をカリフォルニア州で事業登録するかで区別されます。事業登録とは、Certificate of Qualificationを取得することをいい、実務上はBusiness Registrationと呼ばれることも一般的です。

カリフォルニア州会社法では、州外または外国で設立された会社は、州外法人（Foreign Corporation）と定義され、州外法人事業登録証明書（Certificate of Qualification）を取得しなければ、カリフォルニア州内で事業に従事してはならないこととされています。このため、カリフォルニア州で日本企業が事業展開する際には、①カリフォルニア州で子会社を設立する、②他州で米国子会社を設立しカリフォルニア州で事業登録をする、③子会社設立は行わず、日本法人をカリフォルニア州で事業登録するという3つの方法があることとなります（下図ご参照）。

日本で「カリフォルニア州に支店・駐在員事務所を置く」と表現される進出方法は、多くの場合、米国子会社を設立せず、日本法人をカリフォルニア州で事業登録する（③）ということの意味していますが、他州に米国子会社を設立し（または既に他州で設立した米国子会社を）、カリフォルニア州で事業登録する場合（②）を含むこともあります。海外事業展開の現場では、日本法人内での呼び方である「支店」「（駐在員）事務所」と、米国会社法上の区分・手続の文脈での「州外法人」、「事業登録」といった用語が入り混じって用いられることがあり、また州ごとの事業登録という制度が日本の実務からすると馴染みがないこともあって、混乱が多くみられるところです。



1 - 2. 所要期間

日本に本社を置く会社がカリフォルニア州で新たに事業を展開しようと考えたとき、事業開始に要する時間が気になるところでしょう。

まず会社の設立について、日本では、会社を設立するために資本金の払込みが必須ですが、カリフォルニア州では、デラウェア州などと同様、法的には、定款（Articles of Incorporation）の登録を州政府へ申請し、定款が正式に認可されることで、会社自体は存在することになります。この手続き自体はカリフォルニア州では、最短 24時間で可能です。しかし、実際の事業活動を開始するためには、その他の各種書類の作成や申請、FEINの取得、銀行口座の開設、資本金の払込み、ビジネスライセンスの取得等、様々な手続きが必要です。したがって、全工程に通常最低でも3、4ヶ月はかかり、多くの場合6、7ヶ月はかかると見ておいたほうがよいでしょう。

カリフォルニア州の事業登録については、多くの場合、申請から（他州で設立した法人を登録する場合には設立後に申請）1週間から3週間要します。最新の処理期間の目安については州のWebサイトで確認することが可能です（<https://www.sos.ca.gov/business-programs/business-entities/processing-dates>）。もっとも、州の事業登録のほか、自治体からのビジネスライセンスの取得が必要かどうかについても調査し、必要に応じて取得しなければならず、その場合さらに1週間から4週間程度要する場合があります。

また、設立後に、米国子会社で就労する従業員のためのビザ申請を予定している場合も多いと思われませんが、ビザ申請にはビザの種類や大使館の混雑状況等に応じて、さらに4～6ヶ月程度かかります。ビザについては3のステップ10で詳述します。

1 - 3. 概算費用

期間と併せて気になるのが、費用でしょう。会社設立や事業登録は通常は弁護士に依頼しますが、弁護士によって、どの手続までを含むのか、どの程度フォローしてくれるのかは異なり、弁護士費用も事業展開・形態によって異なります。各企業のリスク対応に対するニーズもそれぞれであり、当局の対応にもブレがあるところ、これらが最終的な費用に影響しますので、弁護士から提示される見積金額だけでは一概に比較できません。

子会社を設立する場合、詳細なサポートが必要なケースで10,000ドルから15,000ドルかかることもありますが、一般的には3,500ドルから7,500ドルほどはみておくことをお勧めします。弁護士以外のコンサルタントが設立代行サービスを提供している場合もありますが、会社設立に必要なとされる書類の不備が原因となって法人格を否認され、日本法人にリスクが及ぶ事態を回避するためにも、弁護士に依頼することをお勧めします。

事業登録についても、通常、3,000ドルから5,000ドルはかかるのが一般的です。カリフォルニア州外に子会社を設置し、カリフォルニア州で事業登録を行う場合には、子会社設立に加え、事業登録の費用がかかります。

また、後述のとおり、ビザ申請は会社法とは異なる移民法の検討を要し、法人設立とは別途の対応が必要となります。このため、会社設立とは別途費用が発生し、さらにビザ申請の費用はビザの種類・人数・帯同者の有無にもよって異なります。

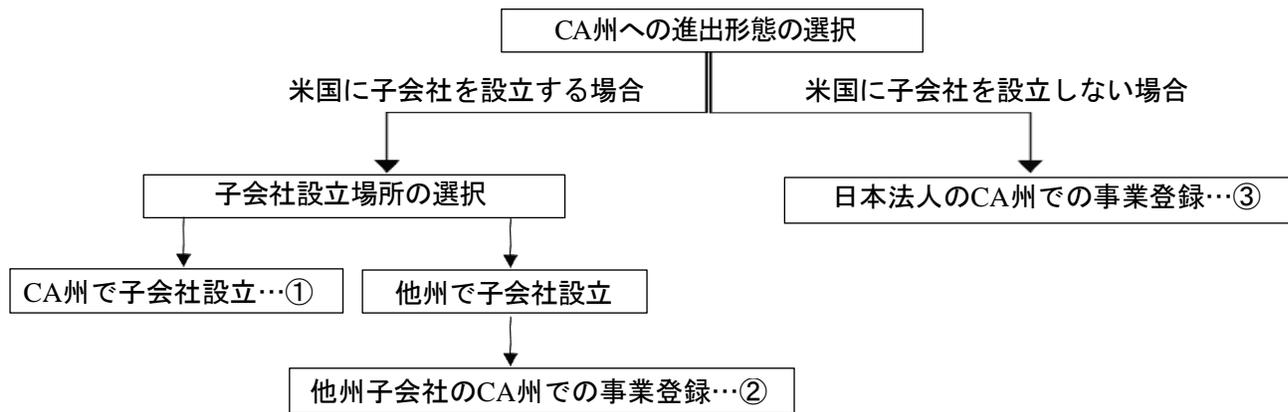
したがって、自社の事業展開のプランに応じて望ましいと思われる設立方法を見据え、必要な費用の全体像について確認しておくことをお勧めいたします。

2. 進出方法の選択

2-1. 子会社を設立するか？

前述のとおり、カリフォルニア州で日本企業が事業展開する際の主な方法としては、①カリフォルニア州で会社を設立する、②他州で会社を設立しカリフォルニア州で事業登録をする、③会社設立は行わず、日本法人をカリフォルニア州で事業登録するという3つの方法があります。

それでは具体的な場面では、これらのうちどの方法が適切となるのでしょうか。まず、上記①②と③の分かれ目である、米国オフィスの子会社として設立するかどうかの検討の際のポイントをご説明します。



子会社を設立する最大のメリットは、訴訟大国である米国で降りかかる紛争リスクから日本法人を守ることにあります。

裁判等の危険から親会社を守ることを優先する → 子会社を設立する
 当初の税金対策を優先する → 子会社は設立しない

設立したばかりの会社であれば、従業員数も少なく、他社との取引も限られるため、訴訟が起こるリスクも少ないので 税金対策を優先すればよく、子会社を設立するまでもないと考えられるかもしれません。しかし、紛争は、他社との取引のみに関連して起こるものではありません。子会社を設立しないと、労働問題、例えばカリフォルニア州の拠点において駐在員と現地従業員の間でハラスメントや差別を訴える紛争が起きた場合、当然、日本法人に責任が及び得ます。その結果、日本法人が多額の賠償義務を負うことも考えられます（日本よりも、米国の労働紛争の方が会社の賠償義務や訴訟費用が非常に多額となるのがほとんどです。）。

また、子会社を設立しない場合には、日本法人が米国での法人税申告の義務を負います。その場合、日本法人自体が連邦や州の税金当局に対応しなければなりません。さらに子会社を設立しない場合、日本法人が米国で上場するにあたり、取締役の報酬の内容や破産履歴の有無等を、カリフォルニア州に開示する義務も生じます。このため、米国での事業展開において、子会社設立を検討することは必須になるでしょう。そのうえで、それぞれの会社や事業の個別具体的な事情を踏まえて、子会社を設立するかどうかを決定することが必要です。

なお、まずは子会社を設立せずに後述の事業登録を行って米国に進出し、後に子会社を設立することも可能ではありますが、別途の手續・費用が必要となります。

子会社を設立するか否かの主な検討ポイント

	子会社を設立する	子会社を設立しない (日本法人が事業登録)
損害賠償責任を請求する裁判を起こされた場合の日本の本社の責任	なし(子会社のみ)	あり(日本法人に及ぶ)
法人税の対象	子会社のみ	カリフォルニア州拠点と日本法人
維持費を日本の会社の経費として計上することの可否	原則的に計上不可能	全額計上可能
日本の本社の一部情報の開示	なし	日本法人が米国で上場し、カリフォルニア州で拠点を開設した場合、取締役が受け取る報酬の内容等、日本法人の一部情報を開示する必要あり

2 - 2. 子会社を設立する場合、どの州で設立するか？

2-1で米国子会社を設立することにした場合、次に検討すべきは、どの州で子会社を設立するか、という問題です。

1) 会社設立州と実際に事業を行う州

米国では、会社設立州と実際に事業を行う州が一致する必要はありません。例えば、デラウェア州に会社を設立して、実際に事業を行う場所をカリフォルニア州にすることもできます。その場合、デラウェア州で会社設立の手続をした上で、カリフォルニア州で事業登録(Qualification to Do Businessの取得)を行うことになり、デラウェア州には物理的な拠点をもちないことが多いです。

この場合、デラウェア州での会社設立手続きと、カリフォルニア州での事業登録の両方を行う必要がありますので、最初からカリフォルニア州の会社を設立する場合に比較して、費用と時間がかかる点に留意が必要です。

2) カリフォルニア州かデラウェア州か

米国で会社を設立する際にまず設立州の候補に挙がるのはデラウェア州です。デラウェア州で会社を設立することが一般的な理由として、主に以下の点が挙げられます。もっとも、具体的な場合にデラウェア州、カリフォルニア州のどちらで設立するのが適切かは状況により異なります。そこで、デラウェア州での設立の利点それぞれについて、カリフォルニア州で設立する場合と実際にどのような違いが生じるかご説明します。

A) 会社設立が簡易・迅速

デラウェア州で会社を設立する場合、デラウェア州内の物理的な拠点の設置は不要で、手続の処理にあたって他州では珍しくない遅延や混乱が少なく、会社設立の手続が迅速・合理的です。

しかし、従来に比べるとカリフォルニア州で会社を設立する場合の手続も迅速化し、当局が手続の処理目安時間を都度公表するなど、合理化が進んでいます。

B) 税制面で優遇(デラウェア州外での事業に対する課税なし)

デラウェア州で会社を設立した場合でも、デラウェア州外で行う事業に対してはデラウェア州による法人所得税は課されません。デラウェア州の年間のフランチャイズ税(Franchise Tax)を支払う必要はありますが、デラウェア州のフランチャイズ税は、会社の売上と関係な

く授権株式数により定められ、例えば、授権株式数が 5,000 株以下である場合は、175 ドルです。

これに対し、カリフォルニア州で支店登録または会社設立を行った初年度は、フランチャイズ税（Franchise Tax）の最低税額（800ドル）が適用されず、会社の収益によって税額が決まるため、赤字の場合、税金は0となります。しかし、2年目からは、赤字の場合でも最低税額が適用され、カリフォルニア州に 800 ドルのフランチャイズ税を支払う必要があります。

カリフォルニア州での事業に対する税金（所得税・消費税）はいずれ設立するかにかかわらず必要となりますので、具体的な状況において税金面でいずれが有利になるかは、総合的な検討が必要です。

C) 会社法専門の衡平法裁判制度が全米一

前提として、会社の内部問題（Internal Affair）については、設立州の法が適用されます。何が内部問題に含まれるかについては、それ自体法的な論点ですが、内部問題として設立州の法が適用される場合でも、法律の文言だけからはその解釈が判然としないことが多くあります。

この点について、デラウェア州では、多くの会社が設立されたことに伴って裁判例が蓄積し、会社法の紛争に関する明確な判断基準があるため、会社法の解釈が他州と比べて格段に予測しやすくなっています。

これに対しカリフォルニア州会社法は必ずしも予測可能性が高くないといわれていましたが、現在は、裁判例が蓄積してきており、以前よりは予測がつきやすくなっているといわれています。また、上記のとおり、そもそも問題となる事項によっては設立州の法が適用されないこともあり、その場合にはデラウェア州会社法の恩恵が受けられないことに注意が必要です。

D) 経営者にとって有利な法制度

カリフォルニア州の会社法は一般に株主の保護に厚いといわれているのに対し、デラウェア州の会社法は経営者にとって有利といわれています。もっとも、本報告書で想定しているような日本法人が完全親会社となるような場合には、必ずしも重要な違いとならない場合があります。デラウェア州とカリフォルニア州の会社法の主な違いは以下のとおりです。

デラウェア州とカリフォルニア州の会社法の主な違い

	デラウェア州の会社法	カリフォルニア州の会社法
取締役の人数	取締役を1人とすることが可能	株主が2名の場合は取締役は2名必要。株主が3名以上いる場合は、取締役は最低3名必要
取締役の責任	経営判断の原則により、会社の利益のために忠実に行動したと判断された場合、責任を負わない。また、一定の要件の下で、定款で取締役の免責または責任限定をすることができる	デラウェア州と同様
少数株主にとって有利な取締役選任時の累積投票制度	定款に定めがある場合のみ認められる	株主の権利として認められており、これを廃止するためには上場会社であること等の一定の要件を満たすことが必要

大株主に有利な、株式の償還や自己株式の取得	比較的容易に可能	一定の条件を満たす場合可能
配当の要件	緩やか	厳しい
会社乗っ取り防止策	容易	中間的
登記州の変更	容易	困難

* 累積投票制度とは、取締役選任時に、個々の株主の持ち株数一株につき、選任されるべき取締役の人数分の投票数を認められ、全票を一人に投票するか、票を分配して一人以上の候補者に投票することができる制度です。この制度により、少数株主が特定の取締役候補者に投票を集中させ、少数株主の意思を反映させることができます。

E) 投資家の理解が得られやすい

本報告書で想定している、日本法人が100%子会社を設立する場合には問題にならないことも多いですが、デラウェア州での設立について以上のようなメリットがあることが広く知られているため、設立州をデラウェア州とすることについて投資家の理解が得られやすいというのもメリットの一つです。デラウェア州法人であることが投資家から否定的に評価されることは基本的にはないでしょう。

もっとも、カリフォルニア州内で投資を集め事業を実施することが想定されている場合、ビジネス上の観点からは、テクノロジー・イノベーションの中心地であるカリフォルニア州設立法人であることが州内投資家や取引先企業へのアピールとなる場合もありますので、総合的な判断が必要となります。

以上の理由から、デラウェア州で法人を設立することにはメリットが多くあります。そして、デラウェア州で設立して法的メリットを享受しつつ、取引先の近いカリフォルニア州で事業登録をして「良いところ取り」を行うということも可能です。もっとも、繰り返しになりますが、実際にどちらの州での設立が適切かは、具体的な事情をもとに判断することが重要です。

2 - 3. 子会社を設立する場合、どの形態の会社とするか？（C Corporation が基本）

カリフォルニア州で株式会社を設立する場合、選択肢として、C Corporation、Statutory Close Corporation、S Corporation、Benefit Corporation が考えられます。しかし、本報告書で想定している、日本法人が100%親会社として保有する場合には、通常、最も基本的な形態であるC Corporation（日本の株式会社と相当します。）を利用することになります。以下では、参考情報として、他の会社形態について概要を説明します。

Statutory Close Corporation とは、一定人数以下の株主によって所有され（カリフォルニア州では、株主数は35人以下という制限があります。）、会社法に規定される通常の株式会社より簡易な形式の維持を認められた会社形態です。株主間の契約により独自の運営規則を採用できますが、カスタマイズした規則を作成するために弁護士の費用も相当高くなります。また、どのような規則であれば法令・規制上許容されるかが必ずしも明確ではないという問題もあります。

S Corporation は、IRS（米国内国歳入庁）と該当する州の税務当局に対し、規定の申請を行って取得する、税申告上のステータスのことを指します。特定の場合を除き、連邦への税申告においては会社レベルでの法人税が無税となり（ただし、カリフォルニア州税は、収益の1.5%、または、年間最低税額800ドルのいずれか多い額をカリフォルニア州のFranchise Tax Board に支払う必要があります。）、株主レベルの課税だけで済ませることができるメリットがあります。このため米国の小規模な会社の多くはS Corporationを選択しています。しかし、S Corporation の要件として、株主数は100名以下でなければならず、かつ、その株主は米国に在住する個人または米国市民でなければなりません。したがって、日本の法人が米国で完全子会社を設立するという本報告書で想定している場面では、S Corporation は利用できないこととなります。

Benefit Corporation は、営利目的のみならず、一般公益の創出（to create a general public benefit）を目的とする必要があります。取締役や執行役（Officer）は、会社および株主の利益を主目的とするのではなく、社会、環境および従業員の利益も考慮して行動することとなるため、これらの利益のために行動する取締役や執行役（Officer）の保護がC Corporation に比して強化されることとなります。他方で、一定の要件を満たす第三者の社会・環境のパフォーマンスに関する基準を満たす必要が生じ、また、一般公益の達成に関するAnnual Benefit Report を作成する必要が生じる等の手続きが増えることとなります。

なお、株式会社の形態以外では、Limited Liability Company（LLC）の検討も考えられます。LLC は、その税務申告方法をPass through entityとするか、通常の法人課税とするかを選択することができ、前者を選択する場合、有限責任のメリットとPass through entity のメリットの双方を受けることのできる法人組織です。Pass through entity とは、組織で利益が計上された場合でも法人税は課されず、配当金の分配を受けた出資者にのみ課税されるメリットを受けている組織のことで、前述のS Corporationもこれに該当します。C Corporation は、Pass through entity ではないので、会社は法人税を支払う義務を負い、かつ、株主も配当金に対して所得税を支払う必要があります。したがって、この二重課税を避ける観点からは、Pass through entity であるLLC は魅力的かもしれませんが、しかし、実務上、LLCが日本の会社の子会社として採用されることは稀です。その理由は、日本の会社がLLCのメンバー（株式会社という株主）となった場合、Pass throughのメリットを得ようとする、日本の親会社自体が米国での課税対象となってしまう、米国の連邦や州の税務当局に直接対応する必要が生じるからと思われる。

3. 子会社設立の手順（カリフォルニア州のC Corporationのケース）

カリフォルニア州で子会社（C Corporation）を設立する場合の主な手順は以下のとおりです。

ステップ1 Incorporation Worksheetの作成

弁護士その他の専門家に手続を依頼する場合、通常、Incorporation Worksheetなどと呼ばれる情報リストに会社設立に関する必要な情報を入力します。

ステップ2 会社名の決定

カリフォルニア州において、既存の会社名と同じ、または似たような会社名があれば使用できませんので、事前に調査する必要があります。カリフォルニア州の州務長官「Secretary of State」（以下「SOS」）のウェブサイト（<https://www.sos.ca.gov/business-programs/business-entities/cbs-search-tips/>）でも調べることが可能ですが、登録中の名称に関しては調査できないため、確認を得るためには直接カリフォルニア州に問い合わせる必要があります。

使用したい名称が、既に他社で使用されている場合は（1）全く異なった名前にする、（2）事業内容を示す他の単語をつけて違う会社であることをアピールする、（3）名前を買い取るかのいずれかの選択をします。名称が利用可能であることが判明したら、すぐにその会社名で定款を登録します。定款を提出するのに時間がかかる場合は、その会社名を州を通して予約をします。予約は60日間有効で、費用は10ドルです。

ステップ3 SOS（Secretary of State）へのArticles of Incorporation（定款）の登録

普通株式一種類だけ発行する場合、登録は日本と比較しても簡単です。必要記載事項は以下のとおりです。

- A) 会社名
- B) 事業目的
通常は、「Any lawful act or activity」等と記載します。
- C) 訴訟書類等送達受領代理人（Agent for Service of Process）
実務上は「送達代理人」と呼ばれ、会社が訴訟にあった場合等、その会社を代表して訴訟に関する書類やその他重要な書類を受け取る役割を果たします。カリフォルニア州では、18歳以上で合法的に州内に在住する者であれば誰でもなれますが、一般的には、法律事務所や、州に登録されている専門の代理人会社（よく利用されるのはCLASやNRAI等）を指定します。
- D) 授権株式数（株式数に制限なし）
- E) その他の記載事項（通常取締役の免責や補償を明記する）

ステップ4 取締役の選任

法人設立の実施主体（通常は親会社となる日本法人）に取締役を選定いただき、手続上は、発起人（通常は弁護士）が当該人物を、取締役として選任する形式をとります。発起人が定款の記録の年月日、取締役を記載して署名し、指名された取締役が取締役就任届（Director Acceptance）に署名した後、発起人は辞任します。

ステップ5 第一回取締役会の開催

実際に会議を開かなくても支障はなく、書面決議が認められています。その場合、取締役会に代わる書面決議書（Written Consent in lieu of Board of Directors Meeting）を作成します。決議書の中に以下の項目を記載します。

第一回取締役会の主な決議事項

- A) 定款登録の報告と承認
- B) 附属定款（Bylaws）の採択
- C) 株券様式の決定
- D) 会社印の決定（カリフォルニア州では使用する義務はなし）
- E) 本社住所の決定
- F) Officer（President、Secretary および Treasurer）の選任（兼任可）
- G) 銀行口座開設の権限がある執行役の決定
- H) 会計士の選任
- I) 会計年度の選択
- J) 株式発行
- K) 設立費用負担の承認

ステップ6 Federal Tax IDナンバー（FEIN）の取得

Federal Tax IDナンバーは、Federal Employer Identification Number（FEIN）とも呼ばれ、連邦政府への納税に必要な番号です。注意すべきことに、このナンバーがなければ銀行口座を開設することはできず、官庁の手続きもできません。このナンバーをもらうためにForm SS-4（<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>）をIRSに提出します。記載内容は会社名、住所、執行役（Officer）の名前と住所、簡単な事業の概要ですが、気をつけなければならないのは、短期間（数時間）でのオンライン申請を可能にするためには、申請者（通常はOfficer）のソーシャル・セキュリティ・ナンバー（米国における個人のTax IDナンバー。以下「SSN」）が必要とされる点です。初めて米国進出する方は通常 SSN を持っておらず、その場合は、申請から取得まで4~8週間程度要する場合があります。FEINの取得は口座設立のスケジュールに影響しますので（さらに、子会社を設立する場合、口座設立のスケジュールは通常株券の発行スケジュールに影響します）、SSNがない場合にはこの期間もスケジュール上考慮しておくことが必要です。

ステップ7 銀行口座の開設

銀行口座の開設は、特にスタートアップの場合、予想以上に時間がかかります。現地の銀行は、マネー・ロンダリング防止や、テロ対策等の観点からKYC（Know Your Customer）と呼ばれる審査を相当な期間行いますので、口座開設に2~3ヶ月かかることも少なくありません。銀行と付き合いのある弁護士や会計士から紹介を受けることで開設手続きがスムーズになる場合もあります。

ステップ8 株式の発行

最も重要な手続きです。米国の証券法はとてつもなく厳密で、連邦レベルの証券法と、州レベルの証券法の要件を満たさなければなりません。原則として証券の売買は禁止されているものの、親会社が資本金として子会社の株式を購入する場合は証券法の例外になりますので、問題はほとんど発生しません。

ただし、外部からの出資を受ける場合、ストックオプションを従業員に発行する場合、または、上

場を目指す場合等には、注意が必要です。

子会社が親会社に株式を発行する際の一般的な準備手続

1 取締役会による書面決議 (Written Consent in lieu of Board of Directors Meeting) を用意します。
一株の金額、売却する相手の名前、何株を合計いくらで売るかを記載します。一株をいくらにするかの規制はありません。カリフォルニア州では額面 (Par value)、無額面 (No par value) の概念が廃止されています。

2 株式引受契約書 (Subscription Agreement) を用意します。
株の受領者、株数、金額を記載します。この書類の目的の一つは証券法上の例外にあたることを明確にすることにあります。

3 株式発行の届出 (25102 (f) 申請) をカリフォルニア州の Department of Business Oversight へ申請し、申請料金を支払います。
25102 (f) の申請は原則としてオンラインで行います。25102 (f) の申請は株式発行の 15 日以内に行うことが義務付けられています。オンライン申請ができない場合、窓口または郵送での申請も可能ですが、その場合オンラインでできない理由を明確に説明する必要があります。25102 (f) の申請書およびその説明については、<https://dbo.ca.gov/wp-content/uploads/sites/296/forms/Securities/DBO-260.102.14c.pdf> をご参照ください。

4 会社の銀行口座に資本金を入金します。
上記のとおり、銀行口座の開設にあたり、Federal Tax ID ナンバー (FEIN) が必要となります。ソーシャルセキュリティナンバー (SSN) がいない場合、FEINの取得には4~8週間必要となりますので、ご注意ください。資本金の入金が確認できた時点で株券の発行に進みます。

5 株券を発行します。
株券の発行も、一般的には弁護士が行います。弁護士が作成する株券の様式に、具体的な株式数や株主の名前を記入して会社の執行役二人 (通常、President と Secretary) がサインすれば株券は完成です。

(参考) 現物出資について

現金以外のもの、例えば不動産、動産、債権、知的財産権を出資して株式を取得する方法です。米国では複雑な手続がなく、取締役会が価値評価をしてそれに応じた株式数を決議します。

ステップ9 米国商務省経済統計局へ BE-13 または BE-13 Exemption Claim (BE-13 書類提出免除) の提出

米国商務省では、外国資本が米国に入ってくる動向を調査するために毎年経済統計を行っています。米国人の 10% 以上の議決権を外国人または外国の法人が取得する場合、その会社は毎年会社の財務状況を経済分析局 (Bureau of Economic Analysis) に届け出る義務があります。BE-13 の A から E (<https://www.bea.gov/surveys/be13>) は、その申請書です。このうちいずれの申請書を提出するかは、不動産にかかる一定以上の投資が予定されているかなどの要件によって異なります。米国で 100% 子会社を設立すれば当然この義務が課せられますが、米国の会社を設立するに要すると見込まれる費用が 300 万ドル以下の場合等には、BE-13 の提出に代えて BE-13 Exemption Claim (<https://www.bea.gov/system/files/2020-01/BE13Claim.pdf>) を提出することになります。その後最初の3年間は提出が必要となります。

ステップ10 ビザ申請

カリフォルニア州で事業を展開するにあたり、子会社を設立した後に、米国子会社で就労する出向

者のためのビザ申請を予定している場合も多いと思われます。日本法人が米国子会社に出向者を送る場合、申請するビザはEビザ、Lビザ、JビザまたはHビザが一般的です。

前述のとおり、ビザ申請にはビザの種類や大使館の混雑状況等に応じて、会社法に基づく子会社の設立とは別に、移民法に基づく特殊な手続を経なければならず、移民法上の要件を満たしてからさらに4~6ヶ月程度かかると考えておくべきでしょう。米国子会社で同社の従業員として就労を開始できるのはビザ取得後となりますので、ビザ申請は子会社の設立と平行して計画、準備する必要があります。

また、会社設立後の立ち上げ期は日本の法人の従業員はESTAによる短期出張により「会議に参加する」にとどめ、ビザ申請が承認されてから、米国子会社の従業員として就労を開始するという段階を経ることが一般的です。近年ビザの審査は非常に厳しくなっておりますので、立ち上げ期前後の米国事業への関与、入国方法について、弁護士その他の専門家に確認しておくことが重要です。

なお、投資ビザであるE-2ビザを申請する場合、2024年初旬現在、投資額の目安は30万ドルであるといわれています。もっとも、スタートアップ企業などで、日本法人の事業実績が申請時点では必ずしも大きくない場合には、より大きな投資額や、補強資料が必要となる可能性もあります。かかる投資額に何を含まかについて、明確な基準はありませんが、日本からアメリカへの投資の呼び込みという趣旨に合う出費かどうかの一つの目安になります。

ビザの申請承認基準や重視されるポイントは、政策や景気等によっても大きく変動します。繰り返しになりますが、近年ビザの審査は非常に厳しくなっており、今後さらに厳しくなるといわれておりますので、十分な準備をせず申請をして不承認となったり、入国拒否となるという事態も予想されます。その場合、その後のビザ申請、プライベートも含めた入国が事実上難しくなってしまいますので、実際のビザ申請にあたっては、最新の動向を弁護士その他の専門家に確認することをお勧めします。

ステップ11 その後の手順

ステップ10以降の手順は事業登録後の手順と共通しますので、「5. 子会社設立・事業登録後の手順（カリフォルニア州）」でまとめて後述します。

4. 事業登録の手順（カリフォルニア州）

1で前述のとおり、カリフォルニア州会社法では、他州または外国で設立された会社は、州外法人（Foreign Corporation）と定義され、事業登録をしなければ、カリフォルニア州内で事業に従事してはならないこととされています。このため、カリフォルニア州で子会社を設立せずに、カリフォルニア州で事業を展開するためには、日本法人または他州で設立した法人を、カリフォルニア州で事業登録することが必要になります。

なお、事業登録は、事業を行うすべての州で必要になりますので、カリフォルニア州以外でも、州外法人として事業を展開する場合には、当該州でも事業登録を行う必要があります。事業登録は、銀行口座開設やオフィスの賃貸借契約などにも必要となるケースが一般的です。

カリフォルニア州での事業登録の主な手順は以下のとおりです。

ステップ1 会社名が使用可能かの調査

既存の会社名と同じ、または似たような会社名があれば使用できませんので、事前に調査する必要があります。なお、子会社を設立する場合、当該子会社の法人名を登録する際に、設立州のみならず、事業登録を行う州で当該会社名を登録できるかを確認するとよいでしょう。

日本の会社が事業登録する場合、日本の会社名の英語表記で行います。会社名が既に他社で使用されている場合は、利用可能な名称を日本の会社名に添付して、申請を行います。

ステップ2 事業登録申請書（Designation and Statement by Foreign Corporation）と Certificate of Good Standing の提出

ステップ1で決定した会社名、本社の住所、カリフォルニア州における住所と訴訟書類送達受領代理人に関する情報を事業登録申請書（Designation and Statement by Foreign Corporation）に記入して、設立州から取得したCertificate of Good Standing とともにSOSに提出し、登録手続を行います。

Certificate of Good Standing とは、法人が設立された国や州による正式な証明書で、その法人がいつ設立され、現在も合法的に存在していることを証明するものです。日本法人を登録する場合は商業登記簿謄本（登記事項証明書）を英訳し、翻訳者が正確に訳したことを宣誓する陳述書を添付します。

なお、この事業登録にあたっては、訴訟書類等送達受領代理人（Agent for Service of Process）の選任が必要です。3のステップ3でも述べたとおり、訴訟書類等送達受領代理人は、実務上は「送達代理人」と呼ばれ、会社が訴訟にあった場合等、その会社を代表して訴訟に関する書類やその他重要な書類を受け取る役割を果たします。デラウェア州など他州で子会社を設立し、デラウェア州の送達代理人を選任している場合も、事業登録をする州では別途選任する必要がありますので、カリフォルニア州で事業登録する場合カリフォルニア州での送達代理人を選任する必要があります。カリフォルニア州では、18歳以上で合法的に州内に在住する者であれば誰でもなれますが、一般的には、法律事務所や州に登録されている専門の代理人会社を指定します。

ステップ3 Federal Tax ID（FEIN）ナンバーの取得

3で前述のとおり、他州で法人設立をしている場合には、既にFEINも取得していることが多いと考えられますが、日本法人をカリフォルニア州で事業登録して新たに同州にて事業を開始するには、このナンバーを取得する必要があります。

前述のとおりこのナンバーがなければ銀行口座を開設することはできず、官庁の手続もできません。このナンバーの申請はForm SS-4（<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>）をIRSに提出することで行われ、その記載内容は会社名、住所、執行役（Officer）の名前と住所、簡単な事業の概要です。前述のとおり、SSNをお持ちでない場合は、申請から取得まで4～8週間程度要する必要があることに注意が必要です。FEINは銀行口座設立に必要となりますので、SSNがない場合にはこの期間もスケジュール上考慮しておく必要があります。

ステップ4 その後の手順

ステップ3以降の手順は子会社設立後の手順と共通しますので、「5. 子会社設立・事業登録後の手順（カリフォルニア州）」でまとめて後述します。

5. 子会社設立・事業登録後の手順（カリフォルニア州）

カリフォルニア州で子会社を設立する場合、他州で子会社を設立しカリフォルニア州で事業登録する場合、および日本法人をカリフォルニア州で事業登録する場合のすべてに共通して、カリフォルニア州での事業展開にあたり、さらに以下の手順を実施し、または実施を検討することが必要となります。

ステップ1 Statement of Information の提出

実務上は「年次報告申請」ともいわれる手続で、カリフォルニア州で事業を行う会社は、州内法人か州外法人かにかかわらず、毎年一回、会社の住所、取締役や執行役（Officer）、送達代理人の氏名および住所等を Secretary of State（SOS）へ提出する義務があります。他州ではAnnual Reportと呼ばれることの多い書類で、定款登録後に SOS からの用紙が送られてきますので、取締役や執行役（Officer）の名前および住所等を記入して、SOS に返送し登録するかオンライン（<https://businesssearch.sos.ca.gov/?filing=corp>）で提出します。会社設立後、または事業登録後90日以内に初回の提出を行う必要があります。その後は、毎年一回、会社が設立された月の末日までに提出する義務があります。

ステップ2 State Tax ID ナンバーの取得

カリフォルニア州内で従業員を雇い、給与の支払が発生すると、雇用者は、その旨をカリフォルニア州 EDD（Employment Development Department）に報告し、雇用者用の Tax ID ナンバーを取得する必要があります。雇用者は従業員の給与から個人所得税と障害保険の掛け金を源泉徴収して EDD に払い込まなければなりません。そのために State Tax ID ナンバーが必要です。オンラインで申請を行うか（https://www.edd.ca.gov/payroll_taxes/e-Services_for_Business.htm）、申請書 DE-1（https://www.edd.ca.gov/pdf_pub_ctr/de1.pdf。農業、非営利団体等の場合は各々別の書類が必要）を EDD に郵送または FAX し、State Tax ID ナンバーを取得します。EDD では、給与関連の税金に関するセミナーを開催しています（https://seminars.edd.ca.gov/Payroll_Tax_Seminars/en/?l=en&lang=en）。

ステップ3 ビジネスライセンスの取得

アメリカの法規制の特徴として、連邦、州のみならず自治体の規制が重疊的に適用され、州や自治体が大きな権限や裁量を持っていることが挙げられます。

事業の実施についても、州の事業登録を行っていても、自治体（郡（カウンティ）レベルや市（シティ）レベル）が、当該自治体内で事業を行うために独自のビジネスライセンスを要求することもあります。このため、事業を予定している自治体当局に要否を問い合わせ、必要なビジネスライセンスを取得します。事業税額は自治体により、また、事業規模により異なります。

ステップ4 Fictitious Business Name の登録

Fictitious Business Name とは、実際に州に登録している正式な会社名以外の事業上で用いる略称、通称のことです。例えば、レストランを経営する会社が新規開店のレストランに本来の会社名ではなく、別の名前を用いる際に、略称、通称名を郡（カウンティ）に登録する必要があります。登録する際に新聞等に Fictitious Business Name を使用する旨の通知公告を出した証明書が必要です。カウンティによって、一定の時期になると更新手続が義務付けられている場合もありますので、失効しないように気を付けましょう。

略称名、通称名を商品の名前に使っていれば商標、サービスに使っていればサービスマークとしての価値があります。これらを適切に保護するためには、連邦の機関である Patent and Trademark Office（特許商標事務所）に登録します。

ステップ5 販売許可（Seller's Permit）の取得

販売許可（Seller's Permit）とは、カリフォルニア州内で物品販売する事業に求められる許可です。販売許可の申請は California Department of Tax and Fee Administration のウェブサイトから行うことができます（<https://www.cdtfa.ca.gov/>）。物品を販売する場合、販売税を徴収して税務当局に納入する必要があります。卸売だけを行う場合でも Seller's Permit を取得することが必要とされています。

(<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/faqseller.htm#who-must-obtain-permit>)。ただし、卸売業者が小売業者からReseller's Certificateを取得すれば、卸売業者・小売業者間の取引についてはSales Taxを支払う必要はありません (https://www.taxes.ca.gov/Sales_and_Use_Tax/ResaleCertificate.html#fn1)。

なお、カリフォルニア州内で購入したものを、すべてカリフォルニア州外で販売する場合には、Seller's Permitの取得は必要ありません。

ステップ6 その他

その他に、連邦、州、郡（カウンティ）、市レベルで会社の業務上特別なライセンスが必要かどうか、確認しておきましょう。カリフォルニア州に関する情報はウェブサイト（www.calgold.ca.gov）で確認することも可能です。郡や市のライセンスの要否についても、条例の複雑な解釈が必要となったり、対象が文言上明確でなく運用面を当局に確認する必要があることも多くみられますので、弁護士を通じて当局に問い合わせることも検討に値します。

また、従業員を雇用している場合は、雇用法に準じて、会社は、従業員への告知や社内の掲示等の法的義務があります。詳細は、California Department of Industrial Relations のウェブサイト (<https://www.dir.ca.gov/>) をご参照ください。

6. 非営利法人（Nonprofit Corporation）の設立手順（カリフォルニア州）

6 - 1. 米国の非営利法人の設立と課税免除措置

日本で、非営利団体、すなわち構成員に利益を配分しない団体が法人格を取得するには、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づきNPO法人（Non Profit Organization）を設立します。同法に従いNPO法人を設立すると、同法に列挙された物品販売、不動産販売、製造等の収益事業以外には法人税が課されません。

これに対し、米国では法人設立は州が管轄するのに対し、法人税の課税免除措置は連邦が管轄しています。このため、米国で非営利団体が法人格を取得するには、各州が規定する非営利法人法（Nonprofit Corporation Act）に基づき設立を行いますが、州法に基づいて設立するだけでは課税上の特別措置は与えられません。非営利法人（Nonprofit Corporation）が法人税の課税免除のメリットを享受するには、設立後、連邦政府の内国歳入庁（IRS）に申請手続を行い、認可を受ける必要があります。さらに、IRSに法人税に対する課税免除申請が認められると、州税や自治体税についても一定の免除を受けることができる場合がありますので、対象となる場合、続いてその申請を行うこととなります。

なお、上記2-3でご説明したBenefit Corporation も、一般公益の創出（to create a general public benefit）を目的とする必要がありますが、Benefit Corporationはあくまでも営利法人として構成員に利益を配分するという点がNonprofit Corporationとの違いです。

6 - 2. 設立（カリフォルニア州）

非営利法人の設立は、3の子会社設立とほぼ同様です。会社名については、Bank、Trust、Trusteeなどの用語を使うことはできません。また、Articles of Incorporationには、非営利であることを明記することになります。

なお、Federal Tax IDナンバー（FEIN）の取得は、非営利法人の場合でも必要です。

6 - 3. 課税免除申請（連邦）

上述のとおり、米国ではNonprofit Corporationも州法に基づき設立を行う必要がありますが、設立するだけでは課税上の特別措置は与えられず、設立後、IRSに申請を行う必要があります。連邦法の課税免除措置は、内国歳入法501(c)(3)に基づきIRSの定めるForm 1023（Application for Recognition of Exemption、課税免除認定申請書）又は小規模な法人はForm 10230EZ（Streamlined Application for Recognition of Exemption）を提出することになります。内国歳入法501(c)(3)上の課税免除認定を受け、これを維持するには、政治献金を行わない、限られたロビー活動にしか参加しない、非営利目的に直接関連しない活動についての納税を行う等の要件を満たす必要があります。

6 - 4. 課税免除申請（カリフォルニア州）

非営利法人が州でも課税免除の措置を受けるためには、連邦で課税免除認定が与えられた後、カリフォルニアFTB 3500 A（課税免除申請書）を提出、登録する必要があります。

II. カリフォルニア州での事業の維持

子会社の設立、また事業登録した後、これを維持するためには一定の手続を経る必要があります。子会社を設立する場合、しない場合の年次手続について、順にご説明します。

1. 子会社を設立する場合の維持手続

カリフォルニア州で設立された子会社の場合、（1）株主総会の開催と議事録作成、または書面決議の作成、（2）取締役会の年次総会の開催と議事録作成、または書面決議の作成、および（3）Statement of Information の申請が必要となります。

1-1. 年次株主総会の開催

1) 日程

株主総会は毎年開催し、取締役の選任やその他重要な事項を決議します。Bylaws（附属定款）に株主総会と取締役会の開催日程を規定しなければなりません。一年のうち特定の日を選ぶのではなく、何月の第何曜日に開催すると規定すると祝日や週末を避けることができ、便利です。通常法人設立を行う際、定款提出を済ませて、株式発行の段階になると第一回の取締役会を開催するか、書面決議を行います。その後 Bylaws に定めている日程で、毎年、株主総会と取締役会を開催します。

多くの場合、年次総会や取締役会は、会計年度締めの数ヶ月後に開催され、株主や取締役が前年度の事業ならびに会計報告を受け承認を行い、新年度の事業計画について話し合いができるようにしてあります。

万が一、Bylaws に定められた日程から 60 日以内に総会が開催されない場合、または最後に開催された総会の日程から、15 ヶ月間総会が開催されていない場合は、株主の申請に基づき、裁判所が当該法人の取締役に對し、株主総会を開催する命令を出す場合もあります。

2) 開催場所

株主総会は、特にカリフォルニア州内で開催する必要はなく、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。また、以下に述べるとおり、実際に会議を開催しないで書面決議で済ませることも可能です。

3) 議事録

取締役の選出等、総会の議事内容や、すべての決議事項を議事録という形で記録に残しておく必要があります。この議事録は法人記録として社内に保管しておくべきもので、州へ届け出る必要はありません。しかし、こういった法人としての義務を怠ると、万が一裁判で訴えられた場合、法人格が否認され株式会社のメリットである株主の有限責任が認められない場合があり、取締役や株主に対し不利な影響が出てくるおそれがあります。

4) 書面決議の利用

決議の内容に応じてすべての株主または決議に必要な議決権数以上の株主が、同意書に署名をすることにより、実際に株主総会を開催し議事録を作成する代わりに、書面決議を用いることもできます。

1 - 2. 臨時株主総会の開催

年次総会の他に、株主の決議を要する事項があれば、臨時株主総会を開催して議事録を作成し、または書面決議を行う必要があります。Bylaws に会議開催条件等に関する規定がある場合は、それに従って会議を開催します。一般的に、株主の決議を要する事項は、取締役の選任、定款の変更、株主の権利の変更、会社の売却や会社の解散に関する決議を含みます。

1 - 3. 年次取締役会の開催

1) 日程

法人設立の際に選任された取締役は、設立後すぐに第一回の取締役会を開催します。第一回取締役会では、定款の承認、Bylaws の採択、執行役 (Officer) の選出、会計年度の決定、株式発行の承認等の議事を行い、結果を書面決議とするか、議事録に記載し社内の法人記録として保管します。その後、毎年株主総会が開催される日に同時に開催されることが通常です。

2) 開催場所

取締役会は、特にカリフォルニア州内で開催する必要はなく、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。また、以下に述べる通り、実際に会議を開催しないで書面決議で済ませることも可能です。

3) 議事録

実際の実行役会では、Officers (執行役。カリフォルニア州では、最低 President、Secretary、Treasurer の三役が必要) の選任をし、取締役会の議事録を作成し、すべての決議事項を書面で記録に残しておく必要があります。三役は、一人が兼任することも可能です。この議事録は社内の法人記録として保管しておくべきもので州へ届け出る必要はありません。こういった法人としての義務を怠ると、万が一裁判で訴えられた場合、法人格が否認され取締役や株主に対し不利な影響が出てくるおそれがあります。

4) 書面決議の利用

取締役全員が署名をすることにより、実際に取締役会を開催し議事録を作成する代わりに、書面決議を用いることもできます。

1 - 4. 臨時取締役会の開催

年次取締役会の他に、取締役の決議を要する事項があれば、臨時取締役会を開催して議事録を作成し、または書面決議を行う必要があります。Bylaws に規定がある場合は、それに従って会議を開催します。一般的に、取締役の決議を要する事項は、執行役 (Officer) の選任、従業員の報酬、定款や Bylaws の変更、配当、株式発行、保険購入、不動産の賃貸、購入、売却、建築、会社と株主・重役の間の取引、銀行からのローンに関する決議を含みます。

1 - 5. Statement of Information の提出

カリフォルニア州で設立した会社の場合、Statement of Information は、設立後 90 日以内に初回の提出を行い、2 年目からは毎年申請することが義務付けられています。これにより、取締役、執行役 (Officer)、送達代理人の氏名、住所等を州に登録することになります。申請を怠ると 250 ドルの罰金を課されますので、注意が必要です。

2. 子会社を設立しない場合の維持手続

2-1. Statement of Informationの提出

州外法人も、カリフォルニア州で事業を行うために事業登録を行う必要があることは、前述のとおりです。このため、子会社を設立しない場合でも、毎年、登録した月の末日までに Statement of Information の提出を行う義務があります。

3. 非営利法人の維持手続

非営利法人の維持手続は、1.子会社を設立する場合の維持手続とほぼ同様ですが、1-5で述べた Statement of Informationは、非営利法人の場合は毎年ではなく2年に1度提出が必要になります。これらに加えて、以下の手続が必要となります。

3-1. IRS（連邦）への年次報告

IRSから課税免除認定を受けた非営利法人は、連邦政府の機関であるIRSに毎年、Form 990という書式でその年の情報を提出する必要があります。この提出を怠ると金銭的なペナルティがあります。また、3年以上連続してIRSの課税免除資格を満たさない場合等は、課税免除資格の停止に至ります。

3-2. カリフォルニア州への年次報告

前述のとおり、非営利法人は州法によって設立され、IRSから課税免除認定を受けた後、州の課税免除認定も受けられる場合があります。カリフォルニア州でかかる課税免除資格を維持するためには、非営利法人は州のSOS（Secretary of State）にForm SI-100と呼ばれる書類を2年ごとに提出する必要があります。この提出を怠った場合、金銭的なペナルティのほか、課税免除資格の喪失、法人の解散に至る場合があります。

III. 子会社の解散・事業登録の抹消

いったん、米国にて子会社を設立し、事業登録をした後に、事業の状況によりカリフォルニア州から撤退という決断をされることもあるかもしれません。一般的に、米国では会社設立は比較的簡単ですが、解散手続は面倒だといわれています。カリフォルニア州では、過去にはFranchise Tax Board (FTB) による税金完済証明書 (Tax Clearance Certificate) が発行されないと、Secretary of State (SOS) での解散手続が認可されない時期がありました。しかし、2006年9月の法改正により、FTB への最終税申告手続と、SOSでの解散手続が別の手続として扱われるようになったため、同改正以降は、解散手続が従来よりは簡易になっています。

以下、子会社を解散する場合と、事業登録を抹消する場合の、それぞれの手順、期間、及び費用についてご紹介したうえで、非営利法人の解散についての注意点も簡単に説明します。

1. 子会社の解散

1-1. 手順

子会社を解散する際の手順は以下のとおりです。

ステップ1 取締役会および株主総会の開催

通常は、日本の親会社の取締役会で子会社解散決議を行った後に、米国子会社の株主総会や取締役会で解散の決議をします。カリフォルニア州では、解散を決議するためには、議決権の 50%以上の株主の同意が必要ですが、会社が未だ株を発行していない場合、会社が倒産 (Chapter 7 Bankruptcy) 手続を開始している場合、または 5 年間事業を営んでいない場合は、株主の同意を得ることなく、取締役決議のみによって会社解散を行うことができます。

ステップ2 解散投票証明書 (Certificate of Election to Wind Up and Dissolve) の提出

解散の決議を受けて、解散投票証明書 (Certificate of Election to Wind Up and Dissolve) をカリフォルニア州の SOS へ前もって提出するか、後に説明する解散証明書 (Certificate of Dissolution) と同時に提出します。すべての株主より同意を得た場合は、解散投票証明書を提出する必要はありませんが、その旨を解散証明書に記載する必要があります。

ステップ3 最終税務申告

会計士に相談し、必要な最終税務申告を行い、すべての債務、税金、課徴金、金利等を支払います。解散証明書には、FTB へ最終税務申告が既に提出された、または提出する予定であることが明記されます。

ステップ4 各種ライセンス等の登録抹消

設立した会社がビジネスライセンス等の登録をした自治体 (カウンティ、市) に登録抹消の手続を行い、金融機関 (銀行、保険等) すべてに連絡して必要な手続を行います。銀行口座については、税金の還付 (数ヶ月から2年弱後) が完了するまで解約しない方がよいでしょう。還付金が入金できなくなる事を避けるため、会計士や弁護士に相談し解散、口座解約の時期を図るとよいでしょう。

ステップ5 解散証明書 (Certificate of Dissolution) の提出

続いて、解散証明書 (Certificate of Dissolution) を用意します。上述のとおり、2006 年より、規定が変更され、これまで会社を解散するために義務付けられていた、FTB からの税金完済証明書

(Tax Clearance Certificate) が、不要になりました。その代わり、解散証明書で以下の趣旨の陳述を行う必要があります。

- 会社が完全に解散されたこと。
- 最終の税務申告書が既に提出された、または、提出する予定であること。
- 会社の債務を完済し、残存資産の分配が完了したこと。

1 – 2. 所要期間

子会社の解散手続に要する期間は、会社の債務や最終税申告、各種契約書の解約等の状況によって異なります。複雑な問題等がない場合で、会社法上すべての手続が完了するまでに通常3~4ヶ月かかります（税務・金融機関対応は含みません。）。もし、契約書の解約や債務の問題が複雑化すれば、それ以上の期間がかかります。

1 – 3. 概算費用

子会社解散の際も、通常は弁護士等の専門家に依頼します。弁護士以外のコンサルタントが解散代行サービスを提供している場合もありますが、複雑な対応が必要になる場合がある可能性を考えると、弁護士に依頼したほうが確実でしょう。子会社解散時の費用は、弁護士費用が、およそ3,000ドルから6,000ドルですが、複雑な場合には追加の費用がかかり、1万ドルを超えることも珍しくありません。

2. 事業登録の抹消

2 - 1. 手順

カリフォルニア州外で設立された法人または外国法人が、カリフォルニア州で事業登録をしている場合、登録を抹消する際の手順は以下のとおりです。

ステップ1 税務申告

会計士に相談し、必要な最終税務申告を行い、すべての債務、税金、課徴金、金利等を支払います。

ステップ2 各種ライセンス等の登録抹消

事業登録をした会社がビジネスライセンス等の登録をした自治体（カウンティ、市）に登録抹消の手続を行い、金融機関（銀行、保険等）すべてに連絡して必要な手続を行います。銀行口座については、税金の還付がある場合に入金できなくなる事を避けるため、会計士に相談し口座解約の時期を図るとよいでしょう。

ステップ3 州外法人の登録放棄申請

州外法人用の登録放棄書（Certificate of Surrender）を用意し SOS に提出します。この申請書の中で、州外法人は、カリフォルニア州での事業を行う権利を放棄することや、FTB へ既に最終税務申告を提出した、または、提出する予定であること等を宣言します。

2-2. 所要期間

事業登録の抹消もそれ自体は1~2週間程度で可能ですが、関連する債務や契約の処理等を含めると、数ヶ月かかることもあります。

2-3. 概算費用

事業登録抹消も、通常は弁護士等の専門家に依頼します。事業登録の抹消にかかる弁護士費用は、およそ3,000から6,000ドル程度ですが、こちらも複雑な場合には追加の費用がかかります。

3. 非営利法人の解散

非営利法人の解散の手順は、子会社の解散の手順とほとんどの点で共通しますが、最大の違いは、残存資産の分配です。非営利法人の残存資産はすべて他の非課税団体又は政府に譲渡する必要があります。

譲渡先の検討や交渉には通常一定の時間を要しますので、非営利法人の解散に要する期間や費用は一般的な子会社の解散以上にかかることが多くなります。

以上